

令和8年第3回浜松市農業委員会総会 会議録

1 開催日時及び会場

令和8年3月16日(月) 午後2時30分～午後3時31分

浜名区役所 3階 大会議室

2 出席状況 ※委員氏名の数字は議席番号

出席委員 22名

岡野慶春①、松島好則②、青木俊博③、谷野哲生④、江間栄作⑤、中嶋宗一⑥、鈴木満彦⑦
足立侑律⑧、袴田博子⑨、島英雄⑩、内山進吾⑪、岡本純⑫、山中秀三⑬、安間利和⑭
後藤剛⑮、平野和重⑯、森島倫生⑰、鈴木英雄⑱、水崎久司⑲、森下孝雄⑳、鈴木緑㉑
高林美智代㉒

欠席委員 2名

中村千ひろ㉓、鈴木要㉔

事務局職員 12名

木下穰、石田潤司、石川宗明、奥山英洋、縣弘之、吉山和志、武田英司、山田直幸、渡邊光二
村井仁美、笠原直人、佐々木朝飛

3 傍聴者 0人

4 議事内容

(1) 審議事項

- 第13号議案 農地法第3条の規定による許可について
第14号議案 農地法第4条の規定による許可について
第15号議案 事業計画変更承認申請について
第16号議案 農地法第5条の規定による許可について
第17号議案 非農地証明について
第18号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
第19号議案 農用地利用集積等促進計画案への意見について

(2) 報告事項

- 報第16号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報第17号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報第18号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報第19号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報第20号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について
報第21号 農地の地目変更登記に係る報告について
報第22号 農業用施設証明について

5 記録方法 全部記録、録音無

6 会議記録

局長 みなさん、こんにちは。
本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。
それでは、只今から令和8年第3回浜松市農業委員会総会を開会いたします。
なお、本日の出席委員数ですが、24名のところ22名と過半数を超えておりますので、本会が成立しますことをご報告申し上げます。欠席者につきましては、議席番号22番の中村千ひろ委員、議席番号23番鈴木要委員となります。
また、会議中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードに設定するようお願いいたします。
それでは、後藤会長、ご挨拶に続いて開会宣告をお願いいたします。

会長 皆さん、改めましてこんにちは。
本日も皆さんには大変お忙しい中、定刻通りお集まりいただきまして総会が開催できますことを感謝申し上げます。ありがとうございます。
さて、昨年から雨が大変少なく、年が変わって雨が多少降っても焼け石に水で、ダムの水が無くなり豊川の用水は底が見えているということです。このままですと梅雨時期に空梅雨であった場合、飲み水もなくなってしまうというかつてないほどの大ピンチの可能性がります。農業用水としても、10、20%カットしているという状況で、都田ダムの水も30%を切ってくるところで農業用水も大事に使っていきたいところでありませう。今、中東の方では、ホルムズ海峡が閉鎖状態ということで3日前からガソリンの値段が200円近くなりそうな勢いで上がってきています。重油、軽油、灯油すべてが上がってくるところだと思ひます。農業も燃料費がかさんでくるのかと思ひます。はやく平和な時代がくればなと思ひております。
それから農業委員さん等が飲酒運転等で不祥事を起こすと、地域の中でもかなり注目される立場にありますので、お酒を飲んだら絶対に運転しない、運転をさせないということ徹底していただきたいと思ひます。
それでは、只今から、令和8年第3回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局長 ありがとうございます。
それではここからの進行は、議長として後藤会長をお願いいたします。

議長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 それでは、議席番号24番の高林美智代委員、議席番号1番の岡野慶春委員をお願いいたします。
それでは、議事に入ります。第13号議案「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

石田 それでは、お手元の議案1ページをご覧ください。13号議案「農地法第3条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

村井 今月の申請案件は、地区「笠井」、整理番号66番外24件でございます。
申請の内訳でございますが、所有権の売買に係る案件が15件、贈与に係る案件が7件、貸借に係る案件が2件、区分地上権に係る案件が1件でございます。
また、新規の方は8件です。

それでは、整理番号に○を付した案件について説明いたします。

議案 1 ページ、地区「笠井」、整理番号 66 番は所有権の売買に係る案件でございます。

譲受人は、■■■■の■■■■さん、■■歳でございます。■■■■は■■■■に居住しておりますが、親族所有の畑が■■■■にあり、16 年ほどサツマイモ、夏野菜、スイカなどを耕作してきました。数年後に現在耕作中の畑が収用される予定で、代替地として申請地を売買により取得し、本格的に就農していくために申請に至ったものでございます。

申請地は、■■■■の田畑、計 6 筆で、取得後は、水稻、季節野菜、果樹を栽培していく計画でございます。

申請者は、既にトラクターや管理機、バインダー等の農機具を所有しており収穫できた作物は自宅での直売を予定しております。

この案件につきましては、農地台帳登録申請と同時に農地を売買で取得するため「浜松市農地法第 3 条に係る許可基準」第 4 条に基づき、許可後 1 年以内に耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

続きまして議案 3 ページ、地区「舞阪」、整理番号 79 番は所有権の売買に係る案件でございます。

譲受人は、■■■■の■■■■さん、■■歳でございます。■■■■さんは、10 年近く申請地を耕作してきましたが、下限面積が撤廃されたことを知り、申請地を売買により取得し、本格的に就農していくために申請に至ったものでございます。

申請地は、■■■■の畑 2 筆で、取得後は、玉葱・サツマイモの栽培をしていく計画でございます。

申請者は、既に耕うん機を所有しています。また、収穫できた作物は農協に出荷する予定です。

この案件につきましては、農地台帳登録申請と同時に農地を売買で取得するため「浜松市農地法第 3 条に係る許可基準」第 4 条に基づき、許可後 1 年以内に耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。始めに中ノ町・笠井地区調査会の松島委員からお願いします。

松島 調査会にて本人にお越しいただき審議しましたが、息子さんと一緒にやっていくということでもかなり前向きで■■■■の場所でもやっていたということで耕うん機等も揃っていてかなり時間をとってお話ができ良かったと思います。特に問題はありませんでした。

議長 続いて、積志地区調査会の青木委員からお願いします。

青木 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、入野・富塚・和合・神久呂・雄踏地区調査会の谷野委員からお願いします。

谷野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、湖東・花川地区調査会の江間委員からお願いします。

江間 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、庄内地区調査会の中嶋委員からお願いします。
中 嶋 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議 長 続いて、篠原・舞阪地区調査会の鈴木満彦委員からお願いします。
鈴 木 満 調査会で審議した結果、聞き取り案件が3件あり、農業に前向きということで、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。
足 立 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議 長 続いて、新津・可美・江西地区調査会の島委員からお願いします。
島 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。
内 山 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。
岡 本 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議 長 続いて、引佐地区調査会の安間委員からお願いします。
安 間 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の分を私からご報告申し上げます。
調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。
森 島 審議の結果、[REDACTED]の案件につきまして、5条のところでは意見を申し上げますが、3条のところに関しては問題ありませんでした。

議 長 最後に、水窪・佐久間地区調査会の森下英雄委員からお願いします。
森 下 めずらしく[REDACTED]の方が入ってきて農業をやりたいということで、何をつくるのか等いろいろ質問しまして、キャッサバという作物を耕作するというので、非常に熱心な説明でありましたので問題ないと判断しました。

議 長 只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。
(意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
第13号議案「農地法第3条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。
次に、第14号議案「農地法第4条の規定による許可について」を上程いたします。
事務局から、説明をお願いします。

石 田 それでは、お手元の議案7ページをご覧ください。第14号議案「農地法第4条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

村 井 今月の申請案件は、地区「雄踏」、整理番号9番外2件でございます。
転用目的別の内訳は、農家住宅・農業用施設関連が1件、自己用住宅関連が1件、貸駐車場が1件でございます。
また、農地区分別の内訳は、第2種農地が2件、第3種農地が1件でございます。

なお、是正案件は9番、10番、11番です。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。
谷 野 始めに、入野・富塚・和合・神久呂・雄踏地区調査会の谷野委員からお願いします。

議 長 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

森 島 最後に、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします

議 長 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。
(意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。

第8号議案「農地法第4条の規定による許可について」は、原案どおり承認すること
にご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議 長 次に、第15号議案「事業計画変更承認申請について」を上程いたします。事務局か
ら、説明をお願いします。

石 田 それでは、お手元の議案9ページをご覧ください。第15号議案「事業計画変更承認申
請について」でございます。担当から説明いたします。

村 井 農地法第4条または、第5条の転用許可を受けた者は、事業計画に従い、速やかに事
業を行うこととされていますが、許可を受けたあと、やむを得ずその事業計画を変更し
ようとする場合は、「許可権者が事業計画の変更承認をすることができる」とされてお
ります。

今月の申請は、一時転用の期間を延長する「目的変更」が2件でございます。

議案9ページ、地区「入野」、整理番号2番について説明いたします。

申請人は、当初の転用事業者である[]でございます。

申請に至った経緯でございますが、令和7年3月14日に農地法第5条許可を受け、
[]改築工事に伴う資材置場として、12ヶ月間の一時転用を予定しておりま
したが、追加工事の発生に伴い、一時転用期間を9ヶ月間延長するため申請に至ったも
のでございます。

当初の許可目的達成が困難になった事が、転用事業者の故意又は重大な過失によるも
のではないと認められること、転用計画について、排水計画は問題なく、転用行為によ
り土砂の流出・崩壊の恐れもないこと、資金計画の見込みもあることから、転用許可基
準を満たすものと判断されます。

続きまして、議案9ページ、地区「浜名」、整理番号3番について説明いたします。

申請人は、当初の転用事業者である[]でございます。

申請に至った経緯でございますが、令和7年6月13日に農地法第5条許可を受け、
[]改修工事に伴う現場事務所および作業員用の駐車場として、10ヶ月間の一
時転用を予定してございましたが、設計の見直しが必要となり、工事着手に遅れが生じ、

一時転用期間を10ヶ月間延長するため申請に至ったものでございます。

当初の許可目的達成が困難になった事が、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること、転用計画について、排水計画は問題なく、転用行為により土砂の流出・崩壊の恐れもないこと、資金計画の見込みもあることから、転用許可基準を満たすものと判断されます。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(意見なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第15号議案「事業計画変更承認申請について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議 長 次に、第16号議案「農地法第5条の規定による許可について」を上程いたします。
事務局から、説明をお願いします。

石 田 それでは、お手元の議案11ページをご覧ください。第16号議案「農地法第5条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

石 川 今月の申請案件は、地区「長上」、整理番号111番外35件でございます。

転用目的別の内訳につきましては、農家住宅・農業用施設関連が2件、自己用・共同住宅関連が18件、事業用の建物関連が4件、駐車場・資材置場等事業用のその他施設への転用が7件、太陽光発電施設が1件、営農型太陽光発電が2件、一時転用が2件でございます。

農地区別の内訳につきましては、農用地区域内農地が4件、第1種農地が1件、第2種農地が6件、第3種農地が25件でございます。

なお、是正案件は122番、142番、143番、145番、146番です。

それでは、整理番号に○を付した案件について説明いたします。

議案13ページ、地区「新津」、整理番号125番をお願いします。

中央区■■■■の畑4筆3,341㎡について、駐車場と資材置場を設けたいという申請でございます。

申請者は、■■■■に本店を置き、■■■■を営む法人です。

現在は、工場の敷地内と近隣に分散して駐車場と資材置場を確保してありますが、この度、敷地内の工場を増改築する予定となりました。これに伴い、敷地内の資材置場がなくなり、近隣の駐車場用地についても借地であることから、土地所有者に返還し、申請地に駐車場を集約し、新たに資材置場を設けるため申請に至ったものでございます。

申請地は、■■■■約250mに位置する農地で、現在は保全管理されております。

申請地の農地区分につきましては、第3種農地に該当すると判断いたしました。

本転用事業は、資材置場と駐車場を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われれます。

申請地の周囲には見切工を設置する計画であること、雨水排水は碎石敷きの自然浸透

を基本とし、余剰分については排水路へ流す計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。

また、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 16 ページ、地区「北浜」、整理番号 140 番をお願いします。

■■■■の田 1 筆、畑 7 筆、■■■■の田 4 筆計 12 筆 8,670 m²について、砂利採取をしたいという申請でございます。

申請者は、■■■■に本店を置き、■■■■を営む法人です。

この度、良質の砂利採取が期待できる■■■■の申請地を、陸砂利の採取場として使用し、■■■■の申請地を表土置場として使用したく、許可日から 2 年間の一時転用申請に至ったものでございます。

■■■■の申請地は、■■■■の南東約 800m に位置しており、現在は保全管理されております。■■■■の申請地は、■■■■の北東約 300m に位置しており、こちらも現在は保全管理されております。

申請地は農用地区域内の農地ですが、不許可の例外規定である 3 年以内の一時転用に該当いたします。

本事業は、1:1.5 の安定勾配で掘削し、掘削面積 4,320 m²、最大掘削深 10m、総掘削量は 21,450 m³を予定しております。

工事期間中は、最大 5m の保安距離を確保し、表土の流出を防ぐとともに、外周には、防護柵、鍵付きの門扉などの設置により近隣への安全対策が図られること、工事完了後は良質な山土、建設発生土及び表土の埋め戻しにより、優良な農地へ復元し、復元後は、田については地元の認定農業者が水稻を、畑については土地所有者がキャベツやジャガイモを作付けする旨の耕作管理計画書が添付されていること、また、砂利採取事業の措置報告書の提出を受けていることから、周辺への影響は軽微と思われ、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。始めに、蒲・和田・長上地区調査会の岡野委員からお願いします。

岡 野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の松島委員からお願いします。

松 島 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、積志地区調査会の青木委員からお願いします。

青 木 114 番の案件について地目が全て田んぼということで、田んぼ地帯のため、南側は今年も耕作の予定があるので、耕作者の方と影響が無いように話し合うことを指導しました。特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、入野・富塚・和合・神久呂・雄踏地区調査会の谷野委員からお願いします。

谷 野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、湖東・花川地区調査会の江間委員からお願いします。

江 間 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議 長 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。
足 立 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議 長 河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員からお願いします。
袴 田 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議 長 続いて、新津・可美・江西地区調査会の島委員からお願いします。
島 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。
内 山 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。
岡 本 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議 長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。
山 中 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の分を私からご報告申し上げます。
調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の平野委員からお願いします。
平 野 調査会で審議した結果、140 番の案件ですが、聞き取り調査を行いろいろな質問は出
ましたが、特に問題はありませんでした。
議 長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。
森 島 先ほど3条のところでは申し上げましたが、144 番 [] の関係でございます。
[] の担当者と私との間で議論しているところになります。農水省は経産省
含めて営農型のところで農業経営という理解を農水省等はあまり指摘なくて、販売金
額、状況についてはこだわらないということです。調査会については一定のこだわりが
ありまして、営農という以上は農業経営というスタンスを忘れないようにやっていただ
きたい、農家の存在意義だと思っているので経営としていかに農地を活かしていくかに立っ
て行っていただきたいとお願いしているところであり。ただ、十分な理解が得られて
いるとは思っていませんが、これからもこのスタンスで担当者と協議していきたいと思
います。特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。
鈴 木 英 是正案件でありまして、特に問題はございませんでした。
議 長 最後に、佐久間・水窪地区調査会の森下英雄委員からお願いします。
森 下 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。
(意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
第 16 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」は、原案どおり承認するこ
とに、ご異議ございませんか。
(異議なし)

- 議 長 異議ないものと認め承認することといたします。
次に、第 17 号議案「非農地証明について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。
- 石 田 それでは、お手元の議案 19 ページをご覧ください。第 17 号議案「非農地証明について」でございます。担当から説明いたします。
- 石 川 今月の申請案件は、地区「三ヶ日」、整理番号 3 番外 1 件でございます。
地区「三ヶ日」、整理番号 3 番の申請地は平成 9 年 8 月に貯蔵庫が建築され、宅地利用されているものです。
続きまして、地区「春野」、整理番号 4 番の申請地は昭和 55 年に住宅が建築され、宅地利用されているものです。
説明は以上でございます。
- 議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(意見なし)
- 議 長 第 17 号議案「非農地証明について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)
- 議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。
次に、第 18 号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。
- 石 田 それでは、お手元の議案 21 ページをご覧ください。第 18 号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」でございます。担当から説明いたします。
- 佐々木 「相続税の納税猶予の特例」の適用を受けるためには、被相続人が死亡の日まで農業を営んでいたこと、また相続人が相続税の申告期限までに相続等により取得した農地等で農業を開始し、その後も継続して農業を行うと認められることが条件となります。これらの条件を満たしていることを農業委員会が証明するものが、適格者証明です。
今月の申請案件は、地区「曳馬」、整理番号 2 番外 1 件でございます。
被相続人は、[] に亡くなられた [] さんです。相続人は、[] の [] さん [] 歳と [] の [] さん [] 歳です。[] さんと [] さんは現在、申請地において働きながら共同で農業を営んでおります。
申請地は、[] 外 2 筆の畑、合計 852 m²です。
令和 8 年 2 月に本人立ち合いのもと現地調査及び聞き取り調査を実施しました。その結果、主に玉葱、さつまいも等を耕作していること、農地として適正に管理されていることを確認いたしました。また、申請者への聞き取りにより、被相続人が死亡の日まで農業を営んでいたこと、そして申請者自身も今後継続して農業を行う意思があることを確認しました。これらの事実に基づき、相続税納税猶予の適格者証明の交付が適当であると判断いたします。
説明は以上でございます。
- 議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(意見なし)

議 長 第 18 号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 19 号議案「農用地利用集積等促進計画案への意見について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

石 田 それでは、お手元の議案 23 ページをご覧ください。第 19 号議案「農用地利用集積等促進計画案への意見について」でございます。担当から説明いたします。

佐々木 それでは、この中に委員該当案件がありますので、よろしく願いいたします。

(安間委員、後藤会長退出)

水 崎 それでは事務局から説明をお願いします。

佐々木 それでは、別添資料の別冊 1 をご覧ください。

農用地利用集積等促進計画案でございます。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく貸借及び売買は、中間管理機構である県の農業振興公社が農用地利用集積等促進計画を県知事に申請し、認可されることで成立することとなり、農用地利用集積等促進計画の案は市が作成し、農業委員会の意見を聞いて、公社へ提出いたします。

1 枚めくって頂きまして、内訳表の 5 分類別内訳をご覧ください。今回は、合計 311 筆、262,104.75 m²でございます。

貸借の始期は令和 8 年 5 月 20 日、売買の移転の時期は令和 8 年 6 月 30 日ほか計画案のとおりとなります。

その次の 1 ページから明細を掲載しております。

1 ページから 16 ページは、新規または更新により新たに、農地所有者から公社が借入れ、公社から耕作者へ貸し付けを行っていくもの、17 ページから 21 ページは、すでに農地所有者から公社が借入れ、公社から耕作者へ貸し付けを行っている農地について、集約等を行う目的で現耕作者及び新耕作者との協議が整ったものについて耕作者変更を行うものです。

23 ページは、機構である公社が農業振興地域内の農用地区域、いわゆる青地農地を買い入れて、認定農業者等へ売り渡す、機構を介した売買を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 7 条において「農地売買等事業」として特例的に認められているものです。

また、農地所有者から公社への買い入れと、公社から認定農業者等の耕作者への売り渡しを一括で行う計画です。

説明は以上でございます。

水 崎 只今、事務局から説明がありましたが、各調査会における補足説明等はありませんか。

(意見なし)

水 崎 その他、何かご意見、ご質問はございませんか。

(意見なし)

水 崎 それでは、ご意見等もないようですので、第 19 号議案「農用地利用集積等促進計画

案への意見については、「特段異議はございません」という回答をすることに、ご異議
ございませんか。

(異議なし)

水 崎 異議ないものと認め、承認することといたします。
それでは、後藤委員と安間委員はご入室をお願いします。

(安間委員、後藤会長入室)

議 長 次に、報告事項の第 16 号から第 22 号までを、事務局から報告をお願いします。
石 田 議案 25 ページをご覧ください。
報告事項につきましては、一覧のとおりでございます。
報告事項については以上でございます。

議 長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。
それでは、その他として、委員の皆様から、活動を通して何かありましたらお願いい
たします。

鈴 木 緑 ・ 農業者年金について

森 島 ・ 地域計画について

議 長 それでは、事務局から連絡事項がありましたら、お願いいたします。

局 長 ・ 飲酒運転防止について

縣 ・ 最適化活動の点検・評価について

石 田 ・ 今後の会議予定

令和 8 年第 4 回農業委員会総会

日時 令和 8 年 4 月 16 日(木)午後 2 時 30 分から

場所 浜松市役所 北館 1 階 101・102 会議室

議 長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。長時間に亘り、
ご熱心な討議ありがとうございました。

これをもちまして、第 3 回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後 3 時 31 分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

令和 年 月 日 ()

会 長

委 員

委 員